

伊勢市立小中学校の適正規模及び適正配置等について 提言の概要

教育委員会では、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備する観点から、小中学校の適正な規模及び配置について、外部の有識者等で組織する「伊勢市立小中学校の将来構想に係る検討委員会」を設置し、2年間にわたり検討をしていただきました。平成22年12月21日、提言をいただきましたので、その内容をお知らせします。

はじめに

- ①本検討委員会は、近年の少子化の進行により学校の小規模化が進んでおり、将来的に教育環境へのさまざまな課題が生じることから、「伊勢市立の小中学校の適正規模及び適正配置のあり方」について検討し、教育委員会に提言するため、平成21年5月に設置された。
- ②小中学校の保護者、中学3年生に対するアンケート調査や現地視察を行い、17回にわたり委員会を開催し慎重に検討を重ねた。
- ③伊勢市の子どもたちが、「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の整備を最優先課題として検討した。
- ④今後、この提言を基に、市民の理解を得ながら、次世代を担う子どもたちによりよい教育を提供するための政策が実施されることを期待する。

1 市立小中学校の現状

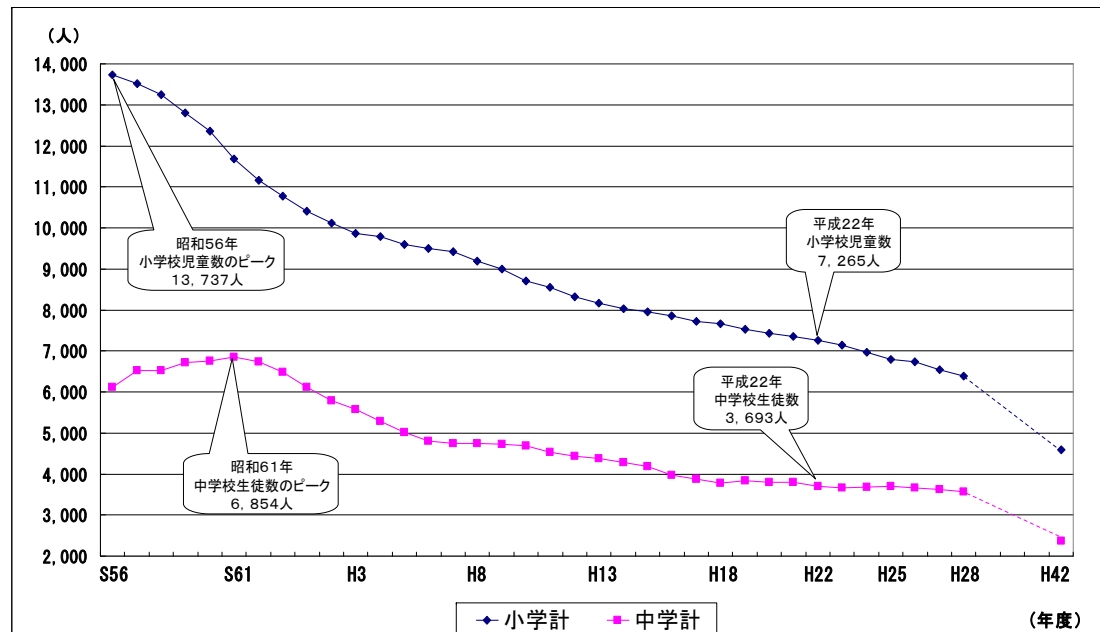
(1) 児童・生徒数の推移

小学校の児童数は昭和56年の13,737人をピークとして、平成22年5月1日現在、7,265人まで減少。中学校の生徒数は、昭和61年の6,854人から平成22年5月1日現在、3,693人まで減少し、今後もこの状況は続くと思われている。

伊勢市立小中学校の児童生徒数の推移

区分	S56	S61	H3	H8	H13	H18	H22	H25	H28	H42
小学校計	13,737	11,672	9,867	9,193	8,160	7,669	7,265	6,787	6,396	4,595
中学校計	6,125	6,854	5,566	4,750	4,379	3,786	3,693	3,701	3,564	2,370

平成25年度以降は、伊勢市住民基本台帳から予想される数値である。また、例年、50人前後ある私立中学校進学者数が含まれている。*平成42年度児童生徒数は、市情報戦略局の人口推計から算出



(2) 学校規模の標準

小学校は学校教育法施行規則第41条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされており、中学校も同規則第79条において、「第41条の規定は、中学校に準用する。」とされている。

(3) 通学距離の現状

小学生の大半は徒歩で通学をしており、通学距離はおおむね3km以内であるが、中には3kmを超え、1時間近くをかけて徒歩で通学する児童や通学路の状況により公共交通機関を利用する児童もいる。中学生は、徒歩又は自転車で通学しており、ほとんどの中学校の通学距離は6km以内である。また、多くの中学校では、通学距離が2kmを超える場合には、自転車通学を認めている。

2 学校規模と教育活動における課題

(1) 小規模校の特性

小規模校では、児童生徒によく目が行き届く、きめ細やかな指導が行いやすいなどの良さがある反面、友人関係や学級内での序列の固定化をまねく、切磋琢磨する機会が少ない、集団教育活動に制約が生じやすいなどの課題があげられる。

(2) 適正規模化の必要性

学校教育に求められている「生きる力」を育むためには、一定規模の集団の中で教育活動を行うことが有効であると考えられる。

- ・ 集団生活の中で多様な価値観を持つ仲間と交流し、主体性や社会性を身に付けていくためには、集団が一定の大きさの規模をもつことが望ましい。
- ・ クラス替えにより、新たな人間関係の中で集団づくりを体験させるためには、各学年に複数学級を確保することが望ましい。
- ・ クラブ(部)活動は、児童生徒の個性や能力を伸ばす上で大きな役割を果たしている。興味や関心に応じて多様な中から選択を可能にするには、ある程度の児童生徒数、教員数を確保する必要がある。



3 適正規模の基本的な考え方

(1) 適正規模の理念

学校の適正規模は、次世代を担う子どもたちに最良の教育環境・教育条件を整備することを基本に考えることが重要である。

(2) 望ましい学級の人数

きめ細やかな指導を行いやすくするためには、学級の人数を少なくすることは大切なことであるが、必要以上に少なくなると、人間関係が固定化したり、学級内で切磋琢磨する機会も少なくなることから、ある程度の人数を確保する必要がある。

小中学校の1学級の児童生徒数は、30~35人を上限として、成長段階に応じて柔軟に対応する

- ・ 多様な意見を出し合い、考えを深め合う学習活動の展開が期待できる。
- ・ 学級における班活動や児童会・生徒会活動、いろいろな場面での活動を通して子どもの人間関係がより深まることが期待できる。
- ・ 体育でのゲームや球技、音楽の合唱や合奏の学習を円滑に行うことが期待できる。

(3) 望ましい学級数

小学校の学級数は、12~18学級が望ましい(各学年2~3学級)

中学校の学級数は、12~18学級が望ましい(各学年4~6学級)

- ・ 人間関係に配慮した学級編制ができやすく、習熟の程度に応じた学習等、多様な学習や活動を行うためには、小学校では各学年2学級以上が望ましい。
- ・ 中学校においては、野球・サッカー・バレーボール・バスケットボールなどの運動部やプラスバンド・合唱・美術などの文化部が数多くあり、それらの中から生徒が選択できる学校規模が必要となる。



4 適正配置の基本的な考え方

(1) 望ましい通学距離

児童生徒の居住地から4km以内に小学校、6km以内に中学校が存在していることが望ましい

やむを得ずそれ以上の通学距離となる場合は、公共交通機関やスクールバス等の通学手段を確保するなどして児童生徒の登下校における負担軽減と安全性の確保を図る必要がある。

(2) 適正配置のあり方

- 適正規模の学校を各地域にバランスよく配置することを目標とする。
- 小学校と中学校の適正配置を一体のものとして考える。可能な限り、一中学校区に複数の小学校が存在するようにする。
- 通学区域は、町界・字界など、地域のまとまりと整合していることが望ましい。ただし、地域の実情や通学距離により弾力的なものとする。
- 学校の適正配置を進めるにあたっては、将来を見通した人口推計を基に計画的に行う必要がある。

5 適正規模・適正配置の方向性

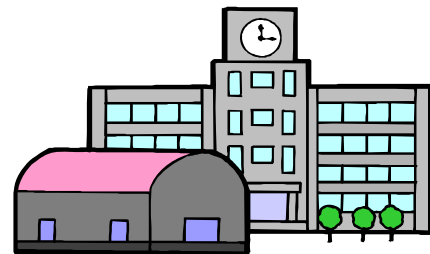
(1) 適正配置の取り組み方について

本格的な人口減少社会を迎え、市全体で見れば適正規模を満たすために統合が必要であることについては市民の理解は得やすいものの、具体的にどのような地域や学校が対象になるのか、どのように進めればよいのかについては、各地域それぞれの事情を反映して、様々な意見がある。検討委員会では、取り組み方の基本的な考え方を提言し、併せて教育環境の改善のために取り組むべき地域や学校を例示することとした。

(2) 適正規模を満たしていない学校

検討委員会が示した適正規模（12～18学級）を満たしていない学校は、小学校13校、中学校7校である。

地域	小学校名	中学校名
宮川左岸地域	豊浜東、豊浜西、北浜、東大淀	豊浜、北浜、城田
宮川右岸、国道23号以北地域	大湊	御園
宮川右岸、国道23号以南地域	早修、中島、佐八、上野、進修、四郷、宮山	宮川、沼木
二見地域	今一色	二見



6 適正配置の具体案

【宮川中・沼木中学校区】

- ◆第1段階として早修小学校と中島小学校及び佐八小学校と上野小学校それぞれ2校の統合を検討することが望ましい。さらに、児童数の推移を見ながら、将来的には第2段階として早修・中島・佐八・上野小学校4校の統合を検討することが望ましい。
- ◆宮川中学校と沼木中学校の統合を検討することが望ましい。
- ◆遠距離通学となる児童生徒については通学手段を検討する必要がある。



【二見中学校区】

- ◆二見小学校と今一色小学校の統合を検討することが望ましい。
- ◆二見中学校区の地理的な状況から、交通事情や道路状況等に変化がない現時点では、他地域の中学校との統合については、将来の課題とする。

【港中・御園中学校区】

- ◆神社小学校と大湊小学校の統合を検討することが望ましい。
- ◆浜郷小学校、御園小学校ともに今後も適正な学校規模を維持することが予想されており、統合を検討する必要はないと考える。
- ◆港中学校と御園中学校の統合を検討することが望ましい。

【豊浜中・北浜中学校区】

- ◆豊浜東小学校と豊浜西小学校の統合を検討することが望ましい。
- ◆北浜小学校と東大淀小学校の統合を検討することが望ましい。
- ◆豊浜中学校と北浜中学校の統合を検討することが望ましい。学校の適正規模化を図るため、統合中学校の位置並びに隣接中学校区（小俣中学校区）との通学区域の見直しを検討することが望ましい。

【小俣中・城田中学校区】

- ◆城田小学校、小俣小学校、明野小学校は今後も適正規模を維持することが予想されており、統合を検討する必要はないと考える。
- ◆小俣中学校と城田中学校との統合を検討することが望ましい。小俣中学校区と隣接中学校区（豊浜・北浜中学校区）との通学区域の見直しを検討することが望ましい。

【五十鈴中学校区】

- ◆進修小学校と四郷小学校の統合を検討することが望ましい。将来的には、修道小学校を含めてさらに統合を検討する必要がある。
- ◆五十鈴中学校は、現在のところ適正な学校規模にあり、統合を検討する必要はないと考える。

【倉田山中・厚生中学校区】

- ◆明倫小学校と宮山小学校の統合を検討することが望ましい。
- ◆有緝小学校、厚生小学校ともに今後も適正な学校規模を維持することが予想されることから、統合を検討する必要はないと考える。
- ◆倉田山中学校、厚生中学校ともに今後も適正な学校規模を維持することが予想されることから、統合を検討する必要はないと考える。



7 適正規模化及び適正配置にあたって配慮すべき事項

(1) 通学区域の広域化への対応

通学区域が広がることが予想されるため、通学距離や通学時間が児童生徒の心身に与える負担や教育活動への影響、通学路の変更による通学上の安全対策に十分配慮する。学校によっては、校区・通学区域の見直しをする必要がある。

(2) 地域の理解と協力

小中学校は義務教育のための施設であるから、適正配置を考えていく上で、子どもの学習の場としての機能を高めていくという教育的見地で考えていかなければならない。

一方、学校は身近な公共施設として、防災・地域文化の中核的施設となっていることから、統廃合によって廃校となる学校の建物や敷地については、幅広い視点から有効活用を検討する必要がある。学校の持つ地域的意義を考慮しつつ、児童生徒の保護者をはじめ地域住民の十分な理解と協力を得るように努める必要がある。

(3) 児童生徒への配慮

適正規模化及び適正配置に伴い、児童生徒はそれまでの人間関係に加えて新しい教員や友人などとの人間関係づくりに取り組むことになる。新しい学校生活に対応していけるよう、十分な気配りやきめ細やかな指導に努める必要がある。



以上が、検討委員会から提出された提言書の概要です。

問い合わせ先：伊勢市教育委員会 TEL 0596-22-7881 FAX0596-23-8641